

IFRSをめぐる動向 第25回 金融資産と金融負債の相殺

—IASB/FASB 公開草案—

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASB及びFASB(米国財務会計基準審議会)が公表した金融資産と金融負債の相殺に関する公開草案について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 公開草案公表までの経緯

金融資産と金融負債の相殺表示に関する検討は、IASB及びFASBが2010年6月のG20トロント・サミット前に、各国首脳に会計基準のコンバージェンスの進捗状況を明らかにするために公表した「会計基準のコンバージェンス及び単一の質の高いグローバルな会計基準に向けてのコミットメントに関するプロセス・レポート^①」で正式に取り上げられました。これは、主として金融資産と金融負債の相殺に関する会計基準の差異に起因して競争上の公平性(これはしばしば「レベル・プレイング・フィールド<level playing field>」と呼ばれます。)が保たれなくなることを懸念する欧州金融機関や、作成する規制が財務諸表の計数に依拠する度合いの高い銀行監督当局などの懸念に応えたものです。IASBとFASBは、この差異は両審議会が作成する会計基準に従って作成された財政状態計算書に従って報告された計数の唯一最大の相違点となっており、財務諸表の比較可能性を損なっているという認識のもと、この点を改善すべく公開草案を提案しました。

3. 公開草案の内容

公開草案で提案されている内容の主なものは以下のとおりです。公開草案の概略と現在の米国基準との比較に関しては図1をご覧ください。

(1) 相殺表示に関する原則

両審議会は、金融資産及び金融負債の相殺に関する原則を定め、以下の2つの要件の双方を満たした場合にのみ相殺を行わなければならないこととしました。

- ・その金融資産と金融負債に関する権利及び義務に基づいて、企業が、純額に対しての権利又は義務を有していない、すなわち、実質上、企業は単一の純額の金融資産又は金融負債を有しているような場合。
- ・その金融資産と金融負債の相殺から生じる金額が、複数の独立した金融商品を決済することによる企業の予想将来キャッシュ・フローを反映している場合。

これらの原則の具体化として、公開草案では企業が金融資産及び金融負債を相殺表示することについて、以下の要件を共に満たすことを求めることが提案されています。

・企業が無条件の法的に強制可能な相殺権を持つこと。

・企業が以下のどちらかの意図を有すること。

i) 当該金融商品と金融負債を純額で決済すること。

ii) 金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行うこと。

ここで、「無条件の相殺権」とは、あらゆる環境下(これは取引の相手方によるデフォルトあるいは破綻を含みます。)において相殺権が法的に強制力を持つことをいいます。「法的に有効」かどうかは各国あるいは地域に適用される法律に左右されるため、企業は契約書上の文言が、当該取引が行われる地域でどのような意義を有するのか確かめる必要があります。

また、純額決済あるいは同時決済の意思は、企業のリスク管理方針や、過去に同種の取引で純額決済あるいは同時決済を実施していた等の事実を示されなければなりません。同時決済に関しては、仮に金融資産と金融負債の公正価値が変化しないような僅かな時間であっても決済に時間的ずれがある場合は同時決済とはみなされません。その結果、公開草案の下では例えば資産の決済が朝に実施され、対応する負債が同日の夕刻に決済される場合でも純額表示が認められず、総額表示が求められるものと考えられます。これは、キャッシュ・フローが同時に発生し、実質的に単一の資産負債のやり取りであることという同時決済の趣旨を確保するためです。しかし、公開草案では、清算機関(Central Counterparty <CCP と呼ばれる場合もあります。))を介して決済を行うことが契約上定められている場合は、当該契約締結日において相殺の意思が示されたと考えられるとされています。

なお、相殺表示に関する無条件の法的権利があっても、相殺の意図が示されていないければ相殺が認められません。相殺権が存在するにもかかわらず総額決済が行われるケースは、例えば管理システムが存在しないこと等による実務的な問題が存在する場合があります。同時決済の場合を除き、このような場合にも相殺表示を認めることは、財務諸表の利用者が企業の将来キャッシュ・フローを評価するのに役立たないと両審議会は考えました。

これにより、現行の米国基準や日本基準では許容されている、相手方の債務不履行や信用格付けの低下などを起因とした条件付き相殺(クローズドアウト・ネットティング<closed-out netting>)を定めたマスターネットティング契約は「無条件の相殺権」ではないので、これに基づいた相殺表示は認められなくなります。その結果、総額表示の範囲が広がることが考えられます。

これに対し、IASBの現行の基準(IAS第32号「金融商品:表示」)では第42項(a)で「現在(currently)認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており…」とされていますが、公開草案では「現在」が削除され、あらゆる状況下で法的に強制力のある権利を有することが求められることが明確化されました。これにより、米国基準、IFRSの双方において、相殺表示が認められる範囲が現状に比べ厳格化されるのではないかと考えられます。

なお、マスターネットティング契約による信用リスク削減効果は相殺表示では考慮されませんが、IASBとFASBが現在検討を進めている公正価値測定に関する基準の中で、金融資産および金融負債のグルー

プが市場リスクあるいは信用リスクに関して純額を基礎に管理されている場合など一定の要件を満たした場合には、財政状態計算書上で公正価値測定される資産負債に対し、純額のエクスポージャーを基礎にした公正価値測定を許容することが検討されています。この中では、企業が当該公正価値測定に関する例外規定を利用する場合には、取引相手が債務不履行に陥った場合のリスク削減効果を織り込まなければならないとされており、信用リスク・エクスポージャーは表示ではなく、公正価値測定に織り込むことが明らかにされています。

図1 相殺公開草案の概略と現在の米国基準との比較

	IFRS	US GAAP
相殺条件	無条件	無条件及び条件付きも可
相殺の意図	必須 (required) ・純額決済, あるいは ・同時決済 (Settle simultaneously)	以下の場合には求められない ・一部のデリバティブ ・一部のデリバティブ及び現金担保 ・一部のレポ取引及びリバースレポ取引
担保との相殺	認めない	一部認める
基準に合致した場合の相殺の取扱い	必須	容認
取引相手の数	2社又はそれ以上の間	2社間のみ
表示されるリスク・エクスポージャー	キャッシュ・フロー	信用リスク

公開草案で提案されている方法

(2) 相殺表示に関する要件が満たされる場合、相殺表示は任意ではなく必須である。

現行、米国基準や、我が国の金融商品会計基準の下では、マスターネットティング契約に基づく金融資産と金融負債の相殺表示は容認規定であり、相殺表示を行っても行わなくても良いとされています(ただし、継続した適用が求められます。)が、公開草案は現行 IAS 第 32 号に倣って要件を満たした場合は相殺表示が強制されることを提案しています。

(3) 相殺契約は双務的(バイラテラル)な契約のみではなく、多元的(マルチラテラル)な相殺契約であっても相殺の要件を満たす場合には相殺が強制される。

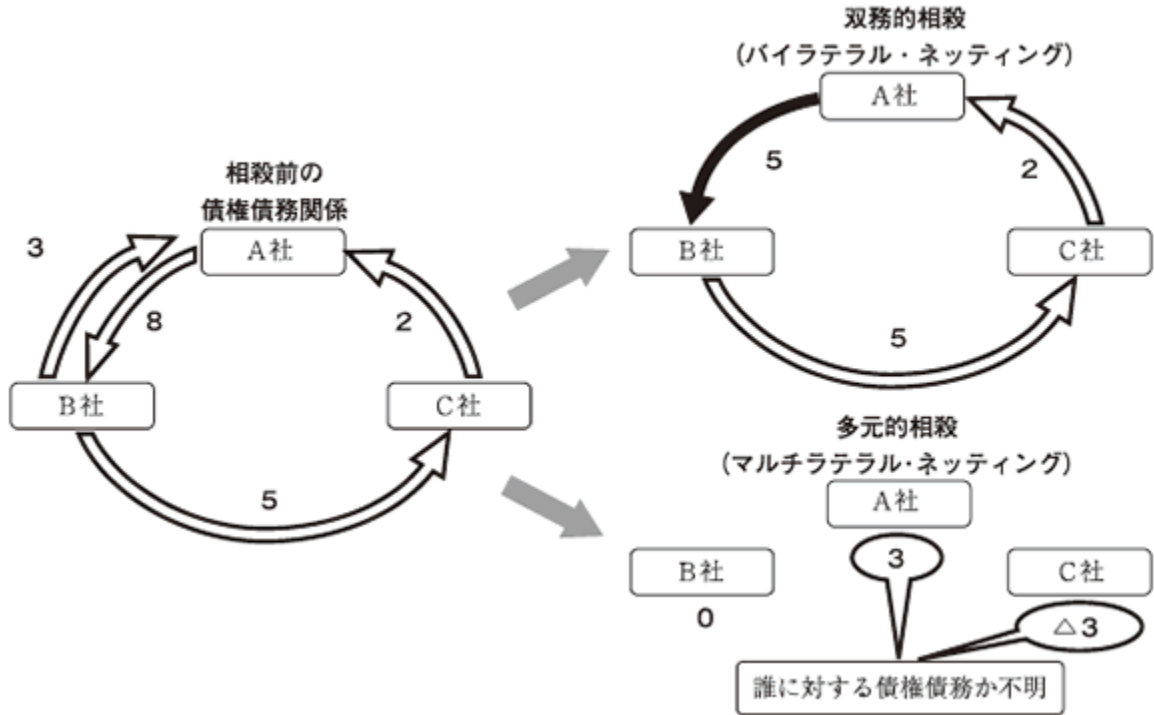
我が国を含め、多くの国では多元的な相殺契約に関する法的な有効性については疑問が示されていますが、一部の国では有効とされています。そのため、IASB は原則の統一的な適用を優先し、多元的な相殺契約であっても相殺の要件を満たしている限りは相殺を認めることとしました。双務的相殺と多元的相殺の相違に関しては図2をご覧ください。

(4) 担保で保全されているに金融資産に関して、当該担保と金融資産あるいは担保返還義務などに関連する金融資産および金融負債を相殺してはならない。

IASB 及び FASB は、担保は負債の決済にあたり企業が直面する信用リスクを無視し得るほど減少させたり、あるいは存在させなくしたりするが、それは相殺表示を行うに足る根拠とはならないと判断しました。

また、このような相殺表示を行った場合、保全対象の金融資産及び金融負債から発生する収益費用と貸借対照表との関係が分かり難くなるという懸念も当該判断の根拠となりました。

図2 双務的相殺と多元的相殺



(5)企業は、財務諸表の利用者が企業の金融資産及び金融負債に関連した相殺権及び関連する契約（担保契約等）が当該企業の財政状態に及ぼす影響を理解できるように、それらの情報を開示しなければならない。

開示に関しては、実質的に総額表示から現行の米国基準における表示額までの全ての算出過程を金融商品の種類ごとに示すことが求められています。公開草案で求められている定量的な情報の内容及び開示例に関しては、図3をご覧ください。

図3 公開草案で求められている定量的な開示に関する例(金融資産部分のみ抜粋、筆者仮訳)

相殺及び関連する契約の対象となる金融資産

単位：百万CU

20XX年 12月31日現在	(i)	(ii)	(iii) =(i)-(ii) ^(*)	(iv)	(v)	(vi) = (iii) - (iv) - (v)	(vii)	(viii)
	資産の 総額	財政状態 計算書で 資産と相 殺されて いる負債 の総額	財政状態計算書 上での資産の純 額	条件付き 相殺の対 象となっ ている負 債の総額	無条件かつ法的 に強制力のある 相殺権の対象だ が企業が純額あ るいは同時決済 を意図していな い負債の総額	担保控除前の 資産の純額	現金 保有する担保	担保とし て受け入 れている その他の 金融商品 の公正価 値 エク スポー ジャー の純額
種類								
上場金融商品								
店頭デリバティブ、 レボ及び証券貸付 取引及び類似の金 融商品								
その他の金融商品								
純損益を通じて公 正価値で測定され る金融資産								
合計								
償却原価で測定さ れる金融資産								
合計								

^(*)企業はデリバティブの公正価値測定においてポートフォリオ・レベルの調整を行っていないことを前提

企業は、この他にも定性的な情報として、条件付きの相殺の権利に関する説明を行わなければなりません。また、注記で求められている情報が財務諸表の他の部分で示されている場合は、相殺に関する注記の中で相互参照を行わなければなりません。

4. おわりに

公開草案へのコメント期限は2011年4月28日であり、IASBは受け取ったコメントを基礎に検討を進め、第2四半期中の最終基準の公表を目指しています。適用期日は公開草案では明示されていませんが、アウトリーチ活動の中で、利害関係者から情報を収集するとともに、意見募集「発効日及び移行方法」へのコメントを考慮して決定されていくものと考えられます。

公開草案は、契約上無条件の法律的に強制可能な相殺権を有していたとしても、決済の実態を洗い直すことを要求するなど、相殺の条件の厳格化を提案しており、今後の議論の動向が注目されます。

① 原題: Progress Report on Commitment to Convergence of Accounting Standards and a Single Set of High Quality Global Accounting Standards.